# 平成26年 第10回 江戸川区教育委員会定例会会議録

日 時:平成26年5月27日(火)午後1時

場 所:教育委員会室

委員長 尾 上 郁 子 委員長職務代理者 井 治 石 正 委員 上 野 操 委員 松 秀 原 成 潤 委員(教育長) 浅 野

柴 事務局 教育推進課長 弘 田 靖 学務課長 雅 住  $\blacksquare$ 指導室長兼教育研究所長 松 井 慎 栄 学校施設担当課長 佐 藤 弥 統括指導主事 Ш 中 兼

書 記 教育委員会事務局

教育推進課庶務係長 丸 山 継 典 同 主査 飯 田 常 雄

# 開会時刻 午後1時

# 尾上委員長

ただいまから、平成26年第10回教育委員会定例会を開催いたします。 本日は2名の方から傍聴のお申し出がありますが、許可してよろしいでしょ うか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

委員 長

それでは、傍聴人の方の入室を許可いたします。

[ 傍聴人入室 ]

委員 長

日程第1、署名委員を決定します。石井委員と浅野委員にお願いします。 次に、日程第2、議案の審議にまいります。

はじめに陳情第3号を審議いたします。初めて付議されるものですから、 事務局に陳情文の朗読をお願いいたします。

# 柴田教育推進

〔陳情文朗読〕

課長

委員 長

ありがとうございます。後ろの部分に関しまして、少し目を通していただいて、いかがでしょうか。初めての陳情でございますけども、何かご意見がございましたらお願いいたします。

松原委員

この表題の「一日育成日」ということの解釈なのですけど、これは、いわゆる長期休業中の一日ということでいいのでしょうか。

教育推進課長

長期の休業中と、一日保育といいますと、土曜日も含まれることかと思います。

上野委員

具体的には時間は、何時ごろから何時ごろまでなのですか。

教育推進課長

一日保育の場合には、朝9時から夕方5時まででございます。

浅野教育長

少し確認していただければと思うのですけど、ここにも書いてあるように、 夏季休業中における登録児の補食持参の陳情というのは去年出ているわけ で、夏休み前に陳情が出て、夏休み中の過ごし方について、補食等の傾向というのは出ているわけで、教育委員会として結論を出していますよね。

「一日育成日」って名称変わりましたけど、基本的には過ごし方は同じことの話なので、そのときの議論で結論を出しているわけですけど、そのときどういうことだったのかということと、何の変化があったのかということは、陳情者から見ると、この裏に書いてあるとか、いろいろなことが出てきていますよということなのですけど、でも、去年の夏も一定の期間を過ごしているわけで、日ごろというか、昼間お預かりしているほうで、こういうことは見ているわけで、これは家庭に帰ったときのこととか、帰り道の話を含めて出てはいますけども。

こういう具体的な声が、職員から出て、あるいはすくすくにかかわっているいろいろな関係者の方から見て、こういうことが上がっているということは、我々としては余り聞かないのですけど、その辺について事務局からお話しいただければと思います。

# 委員長

事務局のほうからお願いします。

# 教育推進課長

こちらの陳情の文にもございますように、昨年、夏季休業中におけるということで2件陳情がございました。そのときにはご議論いただきましたけども、その中で現場の声を確認をという委員さん方からのお声で、クラブマネージャーにお話をお聞きして、ご報告させていただいた経緯がございます。

67名の方がそのときいらっしゃいましたけれども、その中で60名の方々からは、特に問題なく、逆に子どもたちが時間を有効に使えているというようなご意見をいただきました。そのときのお話ということで、前回、昨年は2回ほど審議をいただいて、それで結果を出していただいたという経緯がございます。

その後も各指導員が、それぞれのすくすくスクールにおりますので、そう いった声は拾いながら行ってきているつもりでございまして、この別紙とい うような声は、私どもの事務局のほうには、具体的に上がってきているもの ではございません。

# 委員 長

ありがとうございます。私のほうからよろしいでしょうか。

この学童保育フォーラムという団体ですけれども、範囲というのでしょうか、そのフォーラムという区分というか、何かそういうものはわかりますか。 どういう地域の方々とか。

# 教育推進課長

昨年は、学童保育の補食の再開を求めるような会ということで、その代表の方が活動されておりましたけれども、その後二つの会が一緒になって、この学童保育フォーラムということで組織を変えられたということはお聞きしておりますけれども、特に賛同される方ということで、参加を募っているということでございます。学童保育に対する考え方ということでの会だというふうには、理解しております。

# 委員 長

ありがとうございます。いかがでしょうか。

# 石 井 委 員

昨年の議論の中で、たしか私、最後のほうでお伺いしたと思うのですが、この陳情の最後のほうに書いてあることとも関連してくるのですけれども、補食を必要とする希望者には、私はそのときには、補食を必要とされるご家庭には、特別のご配慮はしていただけますでしょうかというような、そういう種類の質問をいたしまして、事務局側からは、もちろんそのようにいたしますという旨の回答をいただけているのですが、その姿勢というのは変わってはいないですよね。

# 教育推進課長

この1年間、補食を廃止してからやってまいりましたけれども、前回、特に夏休み以降、9月ごろまでは陳情者の方々とのお話を、直接私もお受けしてお話ししたことありますけれども、その後、直接のお話はいただいていないということは事実でございます。

それから、何というのでしょうか、再開をどうのとか、そういった具体的に現場を通して、それから、私と事務局に対して直接というようなお話も、 具体的にはございません。

# 石 井 委 員

私が確認したかった点は、例えば私どもの、うちの子どもがこうこうこういう理由でもって補食をとることが必要なので、ですから配慮してくださいという、そういう個別具体的なお願い事といいましょうか、必要性を伴ったお願い事に対してはご対応いただけると、そういうことでよろしいのですよね。

# 教育推進課長

確かに個別に、例えば、どうしても途中でおなかがすいてしまうとか、そういったご相談は個別にはお受けしております。そういったご家庭とは、現に対応させていただいております。

委員長

いかがでしょうか。

上野委員

今の石井委員の質問に対しての答えですけど、具体的にはどういうことを やるのですか。どういう要望があったときに、どういうことが。

教育推進課長

それでは具体的に例を挙げますと、どうしてもそのお子さんは体が大きくて夕方までもたないという申し出がありました。どうしても途中で何かを食べさせたいという声でございます。その方については、すくすくから一旦出ることになりますので、その安全ということが一番重要でございますから、そのあたりを保護者の方と話し合いをさせていただいて、責任を持ってお子さんが一旦出て、また戻るということについて、どうしても認めてもらいたいというお話がありました。

これについては、そのお約束のとおりで1年間途中で抜けられたという例 がございます。

松原委員

1例だけですか。

教育推進課長

1 例だけでございます。

上野委員

現状においては、陳情者の求めのようにはなっていないということですが、 それは、そういう声が少ないからだというのか、それとも、そういうことを 実践する場合に希望者だけにするとか、あるいは全体にそれを求めるという ようないろいろなことがあると思うのですが、認めた場合の教育上、あるい はいろいろな管理上の弊害があるのかどうか。あるとすれば、どういうよう なことが予想されるのかというのも、もし具体的に話していただけたらあり がたいです。

教育推進課長

この補食につきましては昨年24年度いっぱいで廃止ということになったのですが、そこまでの経緯でございますけれども、平成17年から小学校全校ですくすくスクールを実施になりまして、学童クラブを包含することで、学童クラブ登録のお子様のうち、補食を希望される方、当初は親御さんがお帰りになるのが7時を超えるご家庭のうちから希望の方だけを出していただいて、本来、自主運営というものを我々のほうでお受けをして行ってきた事業であります。

これが、だんだん事業時間が延びてきたということもありまして、平成22年から夕方5時以降の方々に補食をお出しするということになりました。ですので、5時以降に残っているお子さんのうち、また希望の方だけということでございまして、その25年2月の時点での登録者数の割合というのは1,343名、34.8%まで希望の方々が少なくなってきたということがございます。

こうして年々、時間を5時以降ということで希望者が減ってきたという中では、その中で食べるお子さんが3分の1、食べないお子さんが3分の2という中で、これは分け隔ですることなく、ここで廃止させていただきたいということで、25年4月からは廃止をさせていただくということでございます。そういった経緯がございます。

# 上野委員

今の中で補食を希望する、あるいは持って来て食べるという子が全体の約3分の1、3分の2は補食を必要としていないようだと。

そういう状態において、それを認める、3分の1の希望者に認めていくというのは、3分の2の児童たちに、どのような弊害があるのですか。

# 教育推進課長

補食は保護者の方から受託をしていたと言いましたけれども、指導員が、 職員が補食の物をそろえまして、持参はございません。

# 上野委員

持参はない。与えるのですか、同じものを、給食的にね。

# 教育推進課長

はい。月1,700円という費用を負担していただきまして、また、その中には援助をするという形での無料の方々もいらっしゃいました。そういう方々の希望者が1,343名、34.8%ということでありまして、その3分の1のお子さんは5時以降に、その補食をとられるわけですけれども、残りの3分の2のお子さんは、狭いといいますか、1部屋しかないところであれば、ホームルームが1部屋であれば、場所を分けて、食べるお子さんはこちらでおやつ、補食をとる。申し込んでいないお子さんは、こちらでそのまま遊んでいると。そういう形で運営をしておりました。また2部屋あれば、補食をとられるお子さんは別の部屋に移って、そこで補食をとって、希望していないお子さんは、その部屋に残って時間を過ごすと、そういうような運営の方法でありました。

そこが、いわゆる食べられる子、食べられない子と、そういうことがございました。

上野委員

食べられる子、食べられない子。

教育推進課長

申し込みをしている子と、していない子。これは親御さんのお申し込みでございますから、お子さんの意思といいますか、そこの部分とは、また違う部分もあるかとは思います。食べる子、食べない子が同じ部屋の中にいたということでございます。

上野委員

むしろ食べない子のほうに、何らかの教育上の弊害があるのではないかという考えですか。

教育推進課長

それは、それぞれあると思いますけれども、お子さんたちも遊びながらみんなで同じ時間に、同じ空間で遊んでいる中で、補食を希望しているお子さんは、では、みんなこっち集まって、これから補食ですよというふうに、こちらで補食をとらせる。続けて遊びたいお子さんも確かにいると思います。でも時間で、こちらに来て、それ以外のお子さんは、そのままこちらで遊ぶと、そういうような形で、はっきりそういうふうに分けていたというのが24年度まででございます。

委員長

それらを踏まえて、昨年のことも踏まえて。

石 井 委 員

補食を必要としているという先ほどの1例なのですが、一旦自宅に戻って食べて、それで、もう一度学校に戻ってくるということのように聞こえましたが、これから先、特例的に認めるというような場合でも、やはり自宅に戻らせてというのを原則とするということでしょうか。

教育推進課長

これから認めるということは、今はないと思うのですが。

石 井 委 員

ですから、必要なのですということを相談受けたときに、わかりましたと、 1人1人のことになってくると思いますが、1人1人に対して、いいですよ ということになるのは、それぞれのお子さんが自宅に戻って食べて、また学 校に来ると、そういうことでしょうか。

教育推進課長

それは、ケースがいろいろあると思いますけども。

例えば、先ほども言いましたご相談に丁寧に乗りますというのは、そうい

った何でしょうか、どうしても回数を分けて少しずつ取らないと体の何というのでしょうか、必要とするというような方には、そういうことに対応していかなければいけないと思いますし、今回の1例というのも、かなり体調的な部分がありましたので、これはお受けしましょうと、お話を聞きましょうということで対応させていただいた例であります。

# 松原委員

こういう解釈でいいのですか、要するに特別な身体的な健康面で、そうい うことというふうに解釈していいということですよね。

一般的に、保護者のほうから「一日育成日」という形で、そういう形でなっていった場合に、非常に安全面でよろしくないなと思いますし、指導していただけるマネジャーの他、それ以外の皆さんも管理面で混乱すると思うのです。

ですから、昨年、先ほど教育長さんがおっしゃったような形で、この補食に関しては一定の結論が出ているので、私としては今回の陳情についても、 余り賛成はできないなと思っています。

# 委員 長

いかがでしょうか。

# 上野委員

保護者のほうから、例えば簡単なもので、アンケート的なものをとってみるとか何とか、そういうことは過去、試みたことはあるのですか。

# 教育推進課長

昨年、教育委員会のほうもアンケートを求める陳情を出されてございます。

上野委員

陳情として。

# 教育推進課長

陳情としてございます。その議論も、そのときしていただいた上で、これは実施をしないということでの結論をいただいているというものでございます。

委員 長

昨年かなり、いろいろ審議してきた。

上野委員

そうですか。私は、その後入ったものですから。

委員 長

先ほどありましたように、個々的なものですよね、体調のこととかいろい るなことに対することに関しては、しっかりとご相談をしてくださいという ことで、体調が変化するということに関してはご相談をということにおいて、 この陳情に対してどのようにしていくかというふうに結論を出していっても いいとは思っているのですけども、いかがでしょうか。

# 教 育 長

私は、そういうことでいいと思っているのですけど。1回結論出していますので、著しい変化があるとは思っていないですから。個別のケースは、それは何でも全体運営していく中で、例外的にどうしても、そういうことに対応しなければいけないものというのは出てくるかもしれませんよね。

でも、基本的には、全体的にはこういうことだというふうになっているし、 さっきのケースも学童クラブの中で対応しているわけではないので、その先 どうなっているかよく知らないけども、家庭の責任でやっているかですね。 家庭で預かれるなら、学童に戻る必要ないように思うのですけど、そこはよ くわかりませんけどね。

だけど、今、学童の中では全部、そういう方針でやっているので、何か事情があれば考えられなくはないですよね。学校の中だって教室で、こういう子については、どうしても対応ということになれば、そういう対応していますよね。

そういうことはあり得ると思うんですけれども、それが全体に及ぶという ことの考え方はないのではないでしょうか。

# 委員 長

考え方でどうでしょうか、個々にきちんと対応してあげながらということで、この陳情に関しましては不採択という形でしたいと思っていますが、いかがでしょうか、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

# 委 員 長

それでは、本陳情は不採択ということいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

次に、継続となっております第10号議案、平成26年度全国学力・学習 状況調査の結果公表についてを審議いたします。最初に、よろしくお願いい たします。

# 松井指導室長

それでは、全国学力・学習状況調査の結果公表につきまして、これまでさまざまな議論をしていただきました。ここで改めて今回、今年度の文部科学省の学力調査について実施要綱の変更点を確認させていただいて、教育委員

会として決定すべきことを整理して、議論をまたお願いしたいというふうに 思っております。

今回の実施要綱の変更で、いわゆるできる規定が加わりました。それは江戸川区教育委員会が、学校別の平均正答率や正答数分布を公表する。また、その場合、学校名を明示することも可能になりました。それについては配慮事項もあることは、これまでご説明させていただきました。また各学校に対し、自校の平均正答率・正答数分布を公表するように指示することができるようになりました。

これらのことを踏まえて、この前の教育委員会としましては、区の全体像がわかるものを結果公表してまいりましたが、そのことも合わせて大きく3点、細かく4点です。江戸川区教育委員会が区の平均正答率・正答数分布を公表するかどうか。2点目が、江戸川区教育委員会が学校別の平均正答率・正答数分布を公表するかどうか。また、その際、個別の学校名を明示するかどうか。最後が学校長に対し、自校の平均正答率・正答数分布の公表を指示するかどうか。このことについて、決をとっていただければというふうに思っております。

これまで公表の意義とか、どういった公表内容があるかとか、方法があるかとか、さまざまなご意見をいただきました。そのことを踏まえて、どうぞよろしくお願いいたします。

# 委員 長

ありがとうございます。何回か皆さんで議論を交わしてきたと思うので、 きょう結論を出していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたし ます。

今、室長のほうからも話がございましたけれども、江戸川教育委員会として、区の平均正答率・正答数分布の公表、それをどういうふうにしていくか。 その辺に関しては、いかがでしょうか。

# 上野委員

念のために正確にお聞きしたいのですが、4月22日付で調査結果の公表についてという資料をいただいていますね。

指導室長 はい。

# 上野委員

この1枚目ですが、そうしますと今おっしゃったことは、その2の調査結果の公表方法としての事務局案という括弧していますが、その教育委員会について四角く囲まれている中のことは、どういうふうに変わったのですか。

# 指導室長

教育委員会として、学校名を明らかにした結果公表をどうするかということがここには書かれていますが、それも、今、お話しした通り、意見というか、決をとっていただきたいというふうに思っております。これまでも教育委員会としては結果全体像を出していましたが、そのことは今後も確認を含めて、ねばならぬものではないのです。できる規定ですので、今回、改めて確認していただきたいということで、提案しております。

ここには個々の学校名というふうに入っておりますが、区の全体像を示す 方法ということで、やる前提でご意見をいただいておりました。今、上野委 員さんがおっしゃったことにつきましては3番の(1)教委。ここのことを まず1点目の確認として、今、委員長から話が出たことだというふうに考え ております。

# 教育 長

進行のことなのですけど、ちょっとわかりづらいと言えば、わかりづらいかもしれませんが、これは、この当時は事務局案としてお示しをしたわけですから、うちはこういうことを今考えていますよということをお示ししたけども、でも、委員会の中でいろいろその後議論があったのですよね。

ですから、先ほど室長が申し上げたことは、このとおりやるかどうかということを今言うのではなくて、ここで書いたような結果公表は学校名を明らかにして行わないのか、行うのか、そういうことをきょう、最終的にそれぞれ決めてほしいということを申し上げていると思うので、ここにある要素として、さっき幾つか、三つか四つ挙げましたけど、そういうことを決めていただければ、ここに書いたとおりではなくていいのですけど、要するに教育委員会としては、どういう態度にするのだということを、今日決められるのではないかという、そういうような意味だと思うので。

このとおりやるか、やらないかに、今こだわる必要はないのではないかといえば、提案の趣旨は、そういうことではないかと思うのです。

# 指導室長

今、教育長がおっしゃっていただいたとおりです。今まで資料も出してきましたし、ご意見もいただいてきました。そのことを踏まえて、今日、先ほどお話しした3点、細かく4点を確認いただきたいということでございます。よろしくお願いいたします。

# 委員長

いかがでしょうか。

# 石 井 委 員

各学校に対して正答数分布などを公表してくださいと指示した場合、指示というのは、どのぐらいの強さの事柄なのでしょうか。指示に対してノーと言えるのか、言えないのか。

# 指導室長

言えるかどうかは別として、教育委員会の姿勢として、出しなさいという ふうに言うかどうかということだと思います。

ただ、これまでお伝えしてきたとおり、校長会とかさまざまなところと話し合い、意見交換をしながら進めてきている事実がありますので、そのことを踏まえて、指示するかどうかということも含めて、後で確認をいただきたいと思います。

# 石 井 委 員

やはり私自身は、適切な格好でもって公表はすべきだというような考えなのですけれども、公表そのものは、上からの指示があったから公表するというものではなくて、その後の教育プランでしょうか、そういうものとセットでもって、それぞれの学校が自主的に出していただければ、そちらのほうがはるかに、円滑に物事が動いていくように感じるのです。

# 指導室長

ここのところ、事務局としては説明をしますので、三つ大きく、細かく四つの、その中の一つに各学校についてというのも入っておりますので、一つ一つ確認をお願いして。

# 委員 長

今までの論議の中で、教育委員会としては平均正答率・正答分布図を公表 するかどうかと、していったほうがいいのではないのだろうかという意見が 多かったと思いますけども、いかがでしょうか。

その出し方に関しましては、さまざまな方法があるということで、いろいるな出し方を教えていただいたとは思いますけども、出し方に対しまして、どういう方法ということは、細かくは委員会としてはこういう方向ということではなくて、事務局に適切な方法で出していただくような形をとるというのがいいのではないかと思うのですが、それに対してはいかがでしょうか。

# 松原委員

教育委員会として区の平均とか、全国、都、区の平均としての公表は必要だと思います。それから、せんだってのグラフがありましたよね。こういったもののいいところ、真ん中辺、ちょっと厳しいところという、これは事務局のほうで検討していただいていいと思うのです。

私がいつも申し上げていたのは、ホームページ上で各学校に説明責任があ

りますから、それぞれの学校が自主的にきちんと、自分の学校の具体的な平均正答率を公表すると。それは、ある区民の方が33校全部、小学校も含めれば全部分析すれば、序列化はできるわけです。それは、それだと思うのです。

各学校がきちんと責任をもって公表するような形に持っていっていただい たほうが、先生方の士気とかそういった点も、高揚するのではないかなとい うふうに思うのです。そういったことを今までも申し上げてきたのですけど。

# 委員長

あと、いかがでしょう、この件に関しては。

# 上野委員

石井委員と松原委員の意見に関連して、要するに、事務局案の中で学校というところの結果公表の方法についてというところで、区教育委員会が全校に指示するというのと、もう一つは公表するか、しないかは校長に一任すると分かれているわけですよね。指示するというのはどういう意味なのか、指示ですから結構強く聞こえると思うのですが、私はその中間的なものがあっていいのではないかと思うのです。

校長に一任するというのでは、テストをこれだけやったことに対して、その成果をいい意味にあらわすと。学校だけのことではなくて、全体的にすそ野的なものがあるものですから。

端的に言うと、区教育委員は全校に公表することを指示というところを、 例えば希望するとか、あるいは奨励するとか、期待するとか、何かそういう 原則としてやってもらいたいのだと。どうしても校長さんによって、うちは やりたくないというのがあれば、拘束しないという、何かあたりにするのが 本当ではないかなという気がするんですよね。

# 委員 長

学校側に対してのお願いの仕方は、もう一度、後のほうでもう一回お話し したいと思うのですけれども、まず教育委員会として公表するかどうかとい うことに対しましては、公表していくという方向でよろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

# 委員 長

それは、今までのを踏まえ、教育委員会が区の平均正答率・正答数分布を 公表するという形をとっていきたいと思います。よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

# 委員 長

あとは、教育委員会自体が学校別に公表をしていくかということ、先ほど 松原委員がおっしゃるように、調べれば全部わかることにはなるのでしょう けれども、こちら側として、そういうものを公表するかどうか、教育委員会 として。

また、そういう場合に公表する場合にも、学校名を記載していくかどうか という、そういうことにも入っていくと思うのですけれども、これに関して はいかがでしょうか。

# 石 井 委 員

自分の質問は、ここにかかわってきていまして、ある学校が出さないと言ったときに、では区として出してしまうよというような、そういう嫌なやり方といいましょうか、やり方は嫌なのですけれども、公表ができるという部分では、全校に対して公表できるようなシステムが残るという意味合いで、区が学校のことも公表できるのだというのを、公表しないというのを選んでしまうのは、少しどうかなというふうに感じていたのです。

ただ、学校が出さないときに、区が、例えば何々中学校はこうですと出すのは、すごく、とてもまずいことだと思いますので、絶対やりたくはないことなのですけれども。

# 松原委員

仮に校長に委任して、その校長が、うちは出さないよというのは、これは 僕もまずいと思いますね。ですから、やはり責任を持って各校が主体的に公 表すると。どの部分を公表するかという、僕は、そこまで事務局のほうでひ な形をつくって、このようにしてもらいたいのだという形を提示していいの ではないかなと思います。

# 上野委員

今の松原委員のおっしゃったことは、積極的な意味で、そのほうが公平だという意味ですか。

松 原 委 員 そういう意味です。

# 上野委員

もう一つ学力調査結果公表に関しては、ここに書いてあったと思うのですが、正答率の高い学校の取り組みが学校間で共有され云々とある。これは高い学校の取り組み方、内容、さらにこうしようとか、そういうものが全体にいい影響を与えると。なるほど、そうやっているのかという、そういう意味でしょう、積極的にそういうプラス面があったり。

もう一つは、必ずしも高くないかもしれないけど、あるいは低い場合もあ るかもしれないけども、それは、その学校の保護者や地域の人たちに、あり のままそうなのだということを認識してもらうということが、その学校、そ れ自体に意味があると。他と比較されるというのではなく。その二つの意味 も、公表することについての意味があると思うのです。

ただ、石井先生も先ほどから言っているように、上からの指示で全員にや らせるというようなこと、そういうことは、やはり今のところはいけないか なと。委員会としては、区としては、できたら全員がやってもらいたいとい うふうに希望していると。

# 松原委員しそうですね。

# 上野委員

しかし、希望するということで、指示する、命令するというのではないか ら、それは、その学校の事情によって例外があり得るということの表現にな るのではないかと思うのです。そうした場合に、出さないところに対しては、 区の委員会のほうで出すと。それはちょっと矛盾してしまうと思うのです。 それはやるべきではない、そこまではやるべきではないということではない でしょうか。

#### 員 委 長

- 先日も校長会等で、そういう公表に対しての意思確認をしていってくださ るという方向性の話もあったと思いますが、その辺の推進状況はいかがでし ょうか。

# 指導室長

このことにつきましては、各学校が公表する意義も含めて、公表する方向 でいるということは、確認とれています。

#### 委 員 長

ありがとうございます。確認がとれているということであれば、自主的、 地域差っていろいろな公表の仕方、発信の仕方があるのではないかなと考え るのですけども、ここで教育委員会としての学校別の名前を明らかにすると かということに対しては、また方向性が違うのかなというようなことも感じ ましたが、いかがでしょうか。

あと、教育委員会として学校別の平均正答率・正答分布数の公表というの はしないという方向性で、そして自主的に各学校として取り組んでいくとい う方向性になりますか、そういう考え方でよろしいのでしょうか。

松 原 委 員 区は区として全体の分析を載せるでしょう。

委 員 長 全体はやりますね。教育委員会として学校別の公表は行わないという方向性でよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

委員長 そのような形で進めていきたいと思います。学校の名前も、もちろん明示しない形になりますね。学校に対しては、先ほど上野委員のおっしゃったような、指示するとかしないとかというのではなくて、希望するという形なのでしょうか、何かそういう文言で自主的に改善策も合わせて発信をしていくという方向性の出し方ということでいかがでしょうか、そういう形でよろし

いでしょうか。

石 井 委 員

一つ確認なのですが、公表するというときに、平均正答率・正答数分布とありますが、これは必ずしも両方を出すと、両方が出すのが必須というわけではなくて、出し方としては、レーダーチャートも含めているいるな出し方がありますよという理解でよろしいですよね。

指導室長

実施要綱では、などという言葉も入っておりますので、いわゆる結果が、 学校の状況がわかるものということで考えております。

委員長

今までさまざまなご意見をいただきましたので、本日、教育委員会として次のように決定したいと思います。まず、区全体の様子がわかるものを教育委員会として公表する。それから、教育委員会が個別の学校の結果は公表しない、校名ももちろん。それから各学校が結果を公表するに際し、指示するということではなく、働きかけていくということ、希望するということ。

そういうことでいきますということについて、教育委員会として決定して よろしいでしょうか。

「はい」と呼ぶ者あり〕

委員 長

よろしいでしょうか。長きにわたって、さまざまなご意見いただきました。 大変ありがとうございました。

それでは次に、33号議案、次代を担う子供たちに伝えたい、歴史から学

ぶ日本の道徳心に伴う教育委員会後援名義の使用承認についてを審議いたします。内容につきましては、事務局からご説明をお願いいたします。

# 教育推進課長

お手元に申請書等をお配りさせていただきました。申請者、団体名が公益 社団法人東京青年会議所代表者よりの申請でございます。行事名は、次代を 担う子供たちに伝えたい、歴史から学ぶ日本の道徳心。事業目的は、お父さ ん、お母さんが子どもに道徳を家庭で教えられるようになることということ でございます。時期は26年7月24日(木)。タワーホール船堀小ホールに おきまして、区内在住の子育て世代の保護者の方を対象に行うものでありま す。経費の徴収はございません。

1枚おめくりいただきまして、企画書をおつけいたしました。今申し上げましたとおり、主催は教育社団法人の東京青年会議所でありますが、主管として東京青年会議所の江戸川区委員会が主管をすると。ここに動員予定としては、小ホールということで300名を予定されている。講師として門田隆将氏、そして高森明勅氏が講師でございます。こちらに開催に向けての社会背景、それから、先ほどもありました目的、それから将来のビジョンということでの、こういった記載がございまして、右手側に第1部ということで、ジャーナリストの門田隆将氏の講演、先人たちから学ぶもの、第2部では、歴史家の高森明勅氏の講演、国際社会から見た日本とは。続いて、第3部でも歴史家の高森明勅氏の日本の精神、道徳心の原点とはということでの講演3本でございます。

次のページには、この事業の予算書をおつけしてございます。右側に、この内訳ということで表がございますが、一番上、これは収入でございますけれども、特別事業費繰入収入ということで、これは東京青年会議所からの収入25万円、そして協賛金の収入として、えどがわシニアクラブ。これは江戸川区委員会のOBの方々のクラブということで5万円。収入は30万円、それ以降は会場使用料、そして会場の設営費、それから講師への謝礼、それからチラシ等の印刷代ということで、合わせて30万円というものでございます。

次のページには、公益社団法人東京青年会議所東京JCの名称、それから、 そうした概要がアップされております。

次のページには、江戸川区委員会の名簿がついてございます。 以上でございます。

委 員 長 ありがとうございます。この件に関しまして何かご質問、ご意見ございま

すか。

上野委員

少し詳しく説明してもらいたいのですが、時期というところで7月24日 から。

教育推進課長 これは1日という。

上野委員

1日という意味ですね。それで講師が2人でしょうけど3回やると、講演 が45分ずつ、そういうことですよね。

教育推進課長

はい。

上野委員

いろいろあっても、合計3時間ぐらいやるということですかね。

教育推進課長

そうですね。

上野委員

これはあれですか、聞きに来る人は自由なのですか、無料なのですか。

教育推進課長

経費徴収無料ということで。

上野委員

無料なのですね。タワーホール等の予約はできているのですか。

教育推進課長

もう既に、会場等の予約はもうしています。

員長 委

このお知らせの仕方というのは、どういうふうな形でとっているのでしょ うか。

教育推進課長

先ほどチラシということでございますが、できれば関係の、そういった施 設ですとか区民施設とか、そういうところに置かせてもらいたいというお話 はございます。両面カラー刷りのA4のチラシをおつくりになるということ でございます。

松原委員

例えば、講師お二人なのですけど、全然あれがないのですよね、肩書とい うか。だから、一般の人はよくわからないと思うのです。

それから、青年会議所の方々だから、大体40から50ぐらいですよね、

年齢層でいうと会員の人は。

教育推進課長

40歳以下です。

松原委員

そこで社会的背景の分析なのだけれども、この皆さんは、今、文部科学省 の学習指導要領とか、そういうのをちゃんと読んでいるのかなと。今、どれ だけ小・中、高等学校も含めて、道徳教育を高等学校の中で取り組んでいる 県が増えてきているのですよ。だから、やっぱりもうちょっと広い視点で、 背景なんかを分析していただければなと。ちょっとそう思いました。

石 井 委 員| 決して青年会議所にくみするわけではないのですが、門田隆将さんって、 彼の書いた本、何冊か以前読んだことありまして、山口県光市でお母さんと 赤ちゃんが殺された事件に関する本ですとか。

上野委員

奥さんね。

石井委員

奥さんと子どもさんが殺されたというようなのを書いた、「君はなぜ絶望と 戦えたか」というような本を書いているのと、あと、これはテレビのドラマ にもなったのですけど、「甲子園への遺言」などというのも書かれていて、そ れで話されるのが戦争ものなのですけれども、彼自身は戦争の三部作という ような格好でもって聞き取り調査をもとに、特攻ですとか、それから。

教育推進課長

「大和沈没」ですとか。

石 井 委 員| ええ、そんなようなことなども書かれていらっしゃいます。 もう1人の方はすみません、勉強不足で知りません。

教育推進課長

申請をいただきまして、ちょっと調べたのですけれども、もう1人の方は 歴史家ということでございまして、専攻は神道学、神の道の学問と日本古代 史でございます。日本文化総合研究所の代表ですとか、元新しい歴史教科書 をつくる会の副会長さんですとか、そういった役職をお持ちです。

著書等も「天皇から読みとく日本です」とか、「この国の生いたち」という ような本を出版されているということでございます。

上野委員

要するに、松原委員のご意見を聞いて感じるのは、余り偏り過ぎていない

かどうかというような懸念をおっしゃられているのではないかと思うのですけれども。

私は、やはり憲法上の、日本の憲法は始祖を両親に見るというものが根本的にあるわけですから、だから、そういう表現がいいかどうかは別ですけど、いろいろな考えをお持ちの方が、それを主催者が責任を持って招いて、こういうことを講演するということ自体は、私は反対すべきではないと思います。むしろ、いろいろなことでしゃべりたいという人が出てくるということは、結構なのではないでしょうか、そういう気がします。

戦後、この憲法のもとに育ってきた私も含めて国民は、相当な批判精神を 持ちながら聞いてくれるのではないかなと思いますよね。

それから、この青年会議所というのは、いわゆる次代を担うというか若手 実業家が中心ですよね、実業家あるいはプロフェッションというか、専門職 業人が中心で、数においては圧倒的に中小企業の経営者、あるいは人材の人 たち、あるいはその次に経営者になる、社長になるというような人々が多い のではないかと思うのです。

その名簿を私は見ましたが、江戸川区内の方の名簿を見ましたけど、私が知っている限り、健全な経営者かなというふうに思う人です。

# 委員長

よろしいでしょうか。

では、他になければ、第33号議案は、原案のとおり決定してよろしいで しょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

#### 委員 長

長| それでは、決定をさせていただきます。

次に、34号議案、平成26年度学校評議員の委嘱についてを審議いたします。内容につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

# 指導室長

それでは、A4横判の束になった学校評議員の一覧の資料を配付させていただきました。学校評議員につきましては、学校経営に対する助言をする組織ということで、各校5名程度、実際は5名から10名ぐらいいるところもありますけれども、5名程度で任期は1年間でございます。再認は妨げない。

そういう中で、今年度の評議員について各学校から推薦が挙がりましたので、ここで一括してご確認いただければ、教育委員会として委嘱をするという形でお願いしたいというふうに思っております。

ただ1点、訂正をさせてください。13ページになります、行政番号7番、一番上の松江第四中学校の7番目でございます。先日、ご逝去された校長先生の名前が入ったままになっております。これにつきましては、小・中連携という視点で、小学校の校長先生も入っていると思いますが、そのまま欠員になるのか、今度6月1日からいらっしゃる校長先生になるのかは未確認でございますので、現時点では、ここを訂正というか、削除していただくということで。

上野委員

ちょっと質問なのですが、名簿を見ますと、大体その学校の社会をまあま あ知れている方が目につくのですけど、これは任期みたいなのはあるのです か。

指導室長 1年でございます。

上 野 委 員 1年。

指 導 室 長 再任は妨げない。

上 野 委 員 再任は妨げない。現実には、どのくらいが循環しているのですか。

指導室長

ちょっと一覧になってしまうのですが、これの1枚目、小学校ですと今年度、新規に委嘱される方が71名、継続が407名ということで、中学校で48名という感じで出ていると。

**委 員 長 他に何かご意見ありますか。** 

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委 員 長 では、他になければ、34号議案は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

**委 員 長 それでは、34号議案は原案のとおり決定いたします。** 

次に、35号議案小松川第二中学校改築基本構想・基本計画についてを審

議いたします。内容につきましては、事務局から説明をお願いします。

# 佐藤学校施設 担当課長

お手元に小松川第二中学校の改築基本構想・基本計画を配付させていただいております。昨年度に学校関係者、保護者、地域の方々で構成します学校改築検討会を開催しまして、さまざまな学校に対する思いや希望等を踏まえた形での、今回、改築基本構想・基本計画を取りまとめさせていただきました。

内容につきましては、こちらに書かせていただいておりますけども、学校の敷地の概要から現状の法的な要件、さまざまなものが記載されております。 今後、これにつきましては、ホームページに載せて周知をさせていただく予 定であります。

今後の改築に関する具体的な動きとなりますけれども、この改築基本構想・基本計画を踏まえて、改築の設計プロポーザル等を進めて参ります。具体的な改築のイメージにつきましては、小松川第二中学校をどのような学校にしていくのかの提案を設計プロポーザルにおいて決めてまいりたいというふうに考えております。

設計のプロポーザルにつきましては、これから進めてまいりますけども、 第一次審査、第二次審査を経まして、ことしの8月末ごろをめどに設計業者 が決まるという流れでございます。

小松川第二中学校の建設用地につきましては、1万3,000平米の敷地があります。大きな敷地でありますけれども、敷地形状もありまして、制約される部分もあるのですけれども、それらを踏まえてのことだという形になります。さまざまな設計提案書が出されて、その中から最終的な改築計画が決定されるという運びとなるということであります。

なお、今回同時期に改築選定校として選定させていただきました葛西小学校と葛西中学校につきましては、小学校と中学校を整備いただかなければならないということから、さらなる設計条件の整理、精査を、現在行っているところであります。改めて具体の設計条件が定まった段階で、基本構想・基本計画のほうを立たせていただきたいというふうに考えています。利用する子どもたちにとって、地域の皆様にとっても喜んでいただける、よりよい学校にしてもらいたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

委員長

ありがとうございます。何かご質問、ご意見ございますか。

# 石 井 委 員

この改築案そのものとはちょっとずれるのですけれども、荒川放水路がす ぐ近くになるということで、中学校の移転先から川までは、すぐ出られるの でしょうか。

# 学校施設担当 課長

河川敷が右側にありまして、旧中川のほうはちょっと遠い形になるのですけれども、荒川のほうは比較的近いうちにというふうにはなってございます。

# 上野委員

よくわからないんだけれども、堤防に近づいたわけですよね、場所が。要 するに、防災関係の点については、大丈夫なのですか。

# 学校施設担当 課長

スーパー堤防という上の部分にちょうど位置するところでありまして、堤 防の部分になっておりまして、高台に位置している形になります。

# 上野委員

その上、区画整備か何かやるということですか、そうではなくて。

# 学校施設担当 課長

もう既に形成された土地に、更地の状態なのですけども、そちらのほうに 立っていくような。

# 上野委員

むしろ安全なのですね。

# 学校施設担当

課長

# 上野委員

むしろ安全な場所であるということであります。

課長

# 上野委員

学校施設担当

景観もよろしいかと。

景観もいいわけね。

わかりました。

# 委員 長

よろしいでしょうか。

# 松原委員

8ページなのですけども、施設内容のところで、普通教室が15室、中長期的に見て、この15が妥当かどうかという点と、あと学区域ですか、左側の7ページの、その辺の少し展望というか、わかる範囲で。

# 学校施設担当

今回、部屋の数につきましては将来的な動向も含めて15部屋という形で、

# 課長

多めに設定させていただいているところでございます。

あと、エリア的なものでありますけども、今現在の7ページに示させていただいております学区域につきましては、今現状の区域ということでございますので、小松川二中の新しく建てる用地の部分は、ちょうどこちらの7ページの図で申し上げますと、青く囲まれたところになりますけれども、京葉道路の下部分から三角形の部分になりますけれども、こちらの部分を、今度改めて学区域として変更していくということは必要になってくると思います。

# 委員長

あと、よろしいでしょうか。

他になければ、35号議案は原案のとおり決定をさせていただきます。よ ろしくお願いします。

続いて日程第3、教育関係事務報告に入ります。

平成26年度チャレンジ・ザ・ドリーム実施校についてのご報告をお願いいたします。

# 指導室長

それでは、平成26年度チャレンジ・ザ・ドリーム実施日一覧というA4 判1枚、縦の資料をごらんください。既に松江第一中学校が5月19日から23日に実施をしましたが、今年度、これは日程順に学校名が書いております。中学2年生の職場体験、ことしもこのようなスケジュールで実施させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

# 委員長

何かご質問ございますか、よろしいでしょうか。

他になければ、報告事項を了承いたします。

続いて、都内公立学校における体罰の実態把握についての報告をお願いい たします。

# 指導室長

5月22日に東京都教育委員会で確認され、その後、公表されました、平成25年度の体罰調査の結果でございます。東京都教育委員会がホームページで公表している結果につきまして、情報提供をさせていただいております。

江戸川区につきましては、体罰を一掃するということで、これまでも取り 組んできております。今後も継続して、しっかり取り組んでまいりたいとい うふうに思っております。どうぞよろしくお願いします。

以上でございます。

# 委員 長

見ていただきまして何かご質問、ご意見ございましたら、お願いいたします。

# 上野委員

きょう、新聞記事等も集めて拝見しました。全体としては都を初め体罰を 撲滅するという方針が感じられるなということで、結構だと思います。

ただ、これを見ていて思うのですけども、事例を見ますと、カッとしてやったというのが多いのですよね、意外とね。カッとしてやった。まあ新聞にも出ていますけれども。あと、口で言ったのでは言う事を聞かないからというのもあったですよね。それからもう一つは、これは体罰に当たらないと思っていたというようなこと。その中には、これは相手が、これをやっても許していると思ったというのも含めて、三つが多かったと思うのですが、これは別々ではなくて、みんな競合しているのですよね。

やはりもう少し体罰禁止というのはどういうことなのかということを、いるいる教育してもいいのではないか、そういうことを先生方に教育するというのは、非常にある意味ではさみしいですが、そういう感じがしますね。

それから、東京都のほうから出ている例なんかもそうでしたけども、パンフレットもそうでしたけど、適切か、適切ではないかというところで仕分けしている微妙なところありますね。違法であるか、違法でないかということで仕分けすべきで、体罰でなければ違法でもいいのだという考えが入るのはよくないですよね。口で死ねとか、殺すぞとか、ばかとか、いろいろ言うこと自体も、本当の犯罪行為ですから、大人の社会の。それは体にさわらないから、有形力の行使ではない場合には、これは何やってもいいのだというふうに考えられているところがありますよね。

違法行為は、犯罪的な行為は、例外なくやってはいけないのだと。許される場合だけ、これは正当防衛的なものと、緊急避難的な場合ですよね。そういうふうに言わないといけない。私が言いたいのは、先生方、自分自身が行為の主体になっている。その先生方が、その場において、これは適切な行為か、不適切な行為か、そういう微妙なことを判断しながら行為をするということは、恐らくこれは無理なのですよ。そういうことを判断するのは、客観的な第三者が判断することで。

その辺が少し、私は今後の課題ではないかなと思っているのですけれども ね。

# 委員 長

何かございますか。

先日、都のほうから各学校になさった、いじめ、体罰のDVDありました

けども、これは各学校で自主的に見るという、そんな方向になっているので しょうか。

指導室長

はい。

委員 長

ありがとうございます。よろしいでしょうか。

他になければ、ただいまの報告事項を了承いたします。

続いて、教職員の人事についての報告にまいります。この報告事項は人事に関する案件であるため、江戸川区教育委員会会議規則第13条に定める秘密会により審議したいと思いますが、この発議に賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

委員 長

賛成多数と認めます。これより会議は秘密会とさせていただきます。お願いします。

〔秘密会により報告〕

委員 長

続きまして、自然体験教室の開催についての報告をお願いいたします。

教育研究所長 (指導室長)

教育研究所が主催します不登校、または不登校傾向にある児童・生徒を対象とした自然体験教室の実施について、報告をさせていただきます。

7月29、30、31日、2泊3日で塩沢江戸川荘でキャンプを行います。 参加費は5,000円ということになっております。お誘いということで、 保護者の案内文を資料として出させていただきました。バス1台で行くもの ですから、20名程度を募集しています。

例年といいますか、昨年度は14人が参加しております。その前は10人ということで。平成21年度は23名参加しておりますので、貴重な経験ですので、できるだけたくさんの子どもに声をかけていただくよう、学校にも来週、通知を出したいというふうに思っております。

以上でございます。

委員 長

ありがとうございます。何かご質問、ご意見ございますか。

他になければ、ただいまの報告事項を了承いたします。

その他に、報告事項などはございますか、よろしいでしょうか。
それでは、以上をもちまして、平成26年第10回教育委員会定例会を終
了いたします。お疲れさまでした。
閉会時刻 午後2時29分